

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

中野市自然保護条例（平成17年中野市条例第114号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 自然休養地開発（第7条 第12条）

第3章 その他の行為（第13条 第15条）

第4章 措置命令等（第16条・第17条）

第5章 雑則（第18条・第19条）

第6章 罰則（第20条・第21条）

附則

第2条第2号を削り、同条第3号中「及び移転」を「又は移転」に、「、当該建築物等の用途の変更及び地下水を採取するための施設で掘削をともなうもの（以下「井戸」という。）の設置」を「又は当該建築物等の用途の変更」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条第5号中「及びその他開発地開発（以下「自然休養地開発等」という。）を行おうとする者」を「を行おうとする者」に改め、同号を同条第3号とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 自然休養地開発

第7条中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改める。

第8条中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に、「別表2」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

900平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが150メートル以上）の土地の形質変更

3,000平方メートル以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。）

延べ面積150平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、30平方メートル）を超え、又は高さ12メートルを超える建築物等の建築又は当該建築物等の用途の変更

第9条第1項中「自然休養地開発等」を「、自然休養地開発」に改め、同項ただ

し書を削り、同条第2項中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改める。

第10条第1項中「前条」を「、前条」に、「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「、第1項第3号」に改める。

第11条中「次」を「、次」に改め、同条各号中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改める。

第12条中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改める。

第3章を削る。

第17条を第13条とし、第18条中「及び使用済み自動車等」を「並びに使用済みの自動車及び原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）」に改め、同条を第14条とし、第19条を第15条とする。

第4章を第3章とする。

第20条第1項中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改め、同条を第16条とする。

第21条第1項中「自然環境」を「、自然環境」に改め、同項第1号中「又は第13条第1項」を削り、同項第2号中「又は第13条第3項」を削り、同項第3号中「又は第15条第1項」を削り、同項第4号中「、第14条第1項」を削り、「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第5章を第4章とする。

第22条第1項中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に改め、同条第2項中「自然休養地開発等」を「自然休養地開発」に、「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第4項を削り、同条を第18条とし、第23条を第19条とする。

第6章を第5章とする。

第24条第1項中「第21条」を「第17条」に改め、同条第2項第1号中「又は第13条第1項」を削り、同項第2号中「又は第13条第3項」を削り、同項第3号中「又は第15条第1項」を削り、同項第4号中「若しくは第13条第1項又は第15条第1項」を削り、同条第3項第1号中「、第14条」を削り、「第19条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第2号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第20条とし、第25条を第21条とする。

第7章を第6章とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の中野市自然保護条例第9条又は第12条の規定により受けているその他開発地開発の許可に係る行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び前項により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条 第6条）</u></p> <p><u>第2章 自然休養地開発（第7条 第12条）</u> （削除）</p> <p><u>第3章 その他の行為（第13条 第15条）</u></p> <p><u>第4章 措置命令等（第16条・第17条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第18条・第19条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第20条・第21条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>自然休養地 市長が特に自然環境の保全が必要と認める地域（長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）に規定する長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域を除く。）で、第6条の規定により指定された区域</p> <p>（削除）</p> <p>— 自然休養地開発 自然休養地で行う300平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが50メートル以上）の土地の形質変更、1,000平方メートル以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。）、延べ面積50平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、10平方メートル）を超え、又は高さ9メートルを超える建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築又は当該建築物等の用途の変更</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条 第6条）</u></p> <p><u>第2章 自然休養地開発等の許可等（第7条 第12条）</u></p> <p><u>第3章 地下水の規制（第13条 第16条）</u></p> <p><u>第4章 その他の行為（第17条 第19条）</u></p> <p><u>第5章 措置命令等（第20条・第21条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第22条・第23条）</u></p> <p><u>第7章 罰則（第24条・第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>自然休養地 市長が特に自然環境の保全が必要と認める地域（長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）に規定する長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域を除く。）で、第6条の規定により指定された区域</p> <p>— 自然休養地開発 自然休養地で行う300平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが50メートル以上）の土地の形質変更、1,000平方メートル以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。）、延べ面積50平方メートル（増築、改築及び移転にあっては、10平方メートル）を超え、又は高さ9メートルを超える建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築、当該建築物等の用途の変更及び地下水を採取するための施設で掘削をとまなうもの（以下「井戸」という。）の設置</p> <p>— その他開発地 別表1に定める区域のうち前号に規定する区域を除いた区域</p> <p>— その他開発地開発 その他開発地で行う1,000平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが100メートル以上）の土地の形質変更（農地開発、土地改良等の事業及び自らの居住の用に供するための宅地造成は除く。）、延べ面積500平方メートルを超える建築物の建築又は高さ15メートルを超える建築物等の建築（市長が別に定める建築物及び工作物を除く。）、当該建築物等の用途の変更並びに井戸の設置</p>

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>__ 事業者 自然休養地開発を行おうとする者又は行う者</p> <p>第3条から第6条まで（現行どおり）</p> <p>第2章 自然休養地開発 （開発の基本）</p> <p>第7条 事業者は、<u>自然休養地開発による自然の改変を最小限にとどめ、自然休養地開発に起因する災害を未然に防止し、良好な自然環境を確保しなければならない。</u> （事前協議）</p> <p>第8条 自然休養地開発をしようとする者は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、市長と事前協議をしなければならない。市界を越えての開発の場合も同様とする。</u> <u>900平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが150メートル以上）の土地の形質変更</u> <u>3,000平方メートル以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。）</u> <u>延べ面積150平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、30平方メートル）を超え、又は高さ12メートルを超える建築物等の建築又は当該建築物等の用途の変更</u> （許可申請）</p> <p>第9条 事業者は、<u>自然休養地開発をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 事前協議を要する<u>自然休養地開発</u>をしようとする者は、前条の規定による協議の後でなければ許可の申請をすることができない。 （許可の基準）</p> <p>第10条 市長は、<u>前条の規定による許可の申請があったときは、当該自然休養地開発が次に掲げる事項のすべてに適合している場合には、許可するものとする。</u> 自然環境の保全に支障がないこと。 防災上適切な措置が講じられていること。 その他規則に定める基準に適合していること。</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により許可する場合には、自然の保護のために必要な条件を付することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項第3号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u> （届出）</p> <p>第11条 前条の規定による許可を受けた者は、<u>次に掲げる場合には、その日から15日以内</u></p>	<p>__ 事業者 自然休養地開発及び<u>その他開発地開発（以下「自然休養地開発等」という。）</u>を行おうとする者又は行う者</p> <p>第3条から第6条まで（略）</p> <p>第2章 自然休養地開発等の許可等 （開発の基本）</p> <p>第7条 事業者は、<u>自然休養地開発等による自然の改変を最小限にとどめ、自然休養地開発等に起因する災害を未然に防止し、良好な自然環境を確保しなければならない。</u> （事前協議）</p> <p>第8条 自然休養地開発等をしようとする者は、<u>別表2のいずれかに該当する場合には、市長と事前協議をしなければならない。市界を越えての開発の場合も同様とする。</u></p> <p>（許可申請）</p> <p>第9条 事業者は<u>自然休養地開発等</u>をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、井戸に関する事項を除く。</u></p> <p>2 事前協議を要する<u>自然休養地開発等</u>をしようとする者は、前条の規定による協議の後でなければ許可の申請をすることができない。 （許可の基準）</p> <p>第10条 市長は<u>前条の規定による許可の申請があったときは、当該自然休養地開発等が次に掲げる事項のすべてに適合している場合には、許可するものとする。</u> 自然環境の保全に支障がないこと。 防災上適切な措置が講じられていること。 その他規則に定める基準に適合していること。</p> <p>2 市長は<u>前項の規定により許可する場合には、自然の保護のために必要な条件を付することができる。</u></p> <p>3 市長は<u>第1項第3号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</u> （届出）</p> <p>第11条 前条の規定による許可を受けた者は<u>次に掲げる場合には、その日から15日以内</u></p>

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>内に市長に届け出なければならない。 <u>自然休養地開発</u>に着手しようとするとき。 <u>自然休養地開発</u>を完了したとき。 <u>自然休養地開発</u>を中止しようとするとき。 （変更の許可） 第12条 第10条の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた<u>自然休養地開発</u>の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定は、前3条の規定を準用する。 第3章（削除）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>内に市長に届け出なければならない。 <u>自然休養地開発等</u>に着手しようとするとき。 <u>自然休養地開発等</u>を完了したとき。 <u>自然休養地開発等</u>を中止しようとするとき。 （変更の許可） 第12条 第10条の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた<u>自然休養地開発等</u>の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定は、前3条の規定を準用する。 第3章 地下水の規制 （掘削の許可） 第13条 <u>自然休養地区域の井戸の掘削又はその他開発地での深さ15メートル以上で吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときはその断面積の合計）が6平方センチメートルを超える井戸の掘削（以下「許可施設」という。）をしようとする者は、地下水の用途を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</u> 2 市長は、規則で定める要件にすべて適合すると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。 3 第1項の許可には、条件を付することができる。 （届出） 第14条 前条第1項の規定による許可施設に該当しない施設（以下「届出施設」という。）の井戸を掘削しようとする者は、市長に届け出なければならない。 2 前条の規定により許可を受けた者又は前項の届出が受理された者（以下「採取者」という。）は、井戸が完成したとき又は中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。 （変更の許可） 第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。 <u>第13条の規定により許可を受けた者が、井戸を変更しようとするとき。</u> <u>地下水を採取していた者又は届出施設を有する者が許可施設に変更しようとするとき。</u> 2 前項の規定は、前2条の規定を準用する。 （用途等の変更の届） 第16条 採取者は、地下水の用途を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。</p>

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第3章 その他の行為 （その他の行為の基本）</p> <p>第13条（現行どおり） （廃棄物の集積等）</p> <p>第14条 自然休養地においてみだりに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物をいう。）並びに使用済みの自動車及び原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）（以下「廃棄物等」という。）を集積、保管又は放置してはならない。ただし、やむを得ず集積又は保管しなければならない場合は、自然環境を乱し、景観を害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第15条（現行どおり） 第4章 措置命令等 （立入検査）</p> <p>第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に自然休養地開発の土地に立ち入り、当該土地における自然休養地開発を検査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>（中止命令等）</p> <p>第17条 市長は、自然環境の保全のため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難な場合には、これに代わるべき措置を講ずるべき旨を命令することができる。</p> <p>第9条第1項 _____ の規定に違反した者 第10条第2項 _____ の規定により、許可に付された条件に違反した者 第12条第1項 _____ の規定に違反した者 第11条 _____ 又は第15条第1項の規定に違反した者</p> <p>第5章 雑則 （適用除外）</p> <p>第18条 国又は地方公共団体が行う自然休養地開発については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合の自然休養地開発は、第9条第1項、第11条及び第15条第1項に規定する許可又は届出を要しない。この場合（第3号及び第4号に</p>	<p>第4章 その他の行為 （その他の行為の基本）</p> <p>第17条（略） （廃棄物の集積等）</p> <p>第18条 自然休養地においてみだりに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）及び使用済み自動車等（以下「廃棄物等」という。）を集積、保管又は放置してはならない。ただし、やむを得ず集積又は保管しなければならない場合は、自然環境を乱し、景観を害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第19条（略） 第5章 措置命令等 （立入検査）</p> <p>第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に自然休養地開発等の土地に立ち入り、当該土地における自然休養地開発等を検査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>（中止命令等）</p> <p>第21条 市長は自然環境の保全のため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難な場合には、これに代わるべき措置を講ずるべき旨を命令することができる。</p> <p>第9条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者 第10条第2項又は第13条第3項の規定により、許可に付された条件に違反した者 第12条第1項又は第15条第1項の規定に違反した者 第11条、第14条第1項又は第19条第1項の規定に違反した者</p> <p>第6章 雑則 （適用除外）</p> <p>第22条 国又は地方公共団体が行う自然休養地開発等については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合の自然休養地開発等は、第9条第1項、第11条及び第19条第1項に規定する許可又は届出を要しない。この場合（第3号及び第4号</p>

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>規定する場合を除く。）において、事業者は、当該自然休養地開発の着手前に市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>事業者が法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）である場合</p> <p>長野県自然環境保全条例に規定する許可又は届出を要する場合</p> <p>自然休養地の指定の際、当該区域内において、既に着手（建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく、確認申請等の法律行為が行われたものを含む。）している場合及び中野市宅地開発等指導要綱（平成17年中野市告示第105号）に基づき、協議書を受付した場合</p> <p>非常災害のために必要な応急措置として行う場合</p> <p>3 前項第4号に規定する行為をした者は、その行為をした日から起算して15日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第19条</u>（現行どおり）</p> <p>第6章 罰則</p> <p>（罰則）</p> <p><u>第20条</u> 第17条に規定する命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条第1項_____の規定に違反した者</p> <p>第10条第2項_____の規定により、許可に付された条件に違反した者</p> <p>第12条第1項_____の規定に違反した者</p> <p>偽りその他不正の手段により、第9条第1項又は第12条第1項_____の許可を受けた者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>第11条_____又は第15条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第16条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>（両罰規定）</p> <p><u>第21条</u>（現行どおり）</p>	<p>に規定する場合を除く。）において、事業者は、当該自然休養地開発等の着手前に市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>事業者が法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）である場合</p> <p>長野県自然環境保全条例に規定する許可又は届出を要する場合</p> <p>自然休養地の指定の際、当該区域内において、既に着手（建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく、確認申請等の法律行為が行われたものを含む。）している場合及び中野市宅地開発等指導要綱（平成17年中野市告示第105号）に基づき、協議書を受付した場合</p> <p>非常災害のために必要な応急措置として行う場合</p> <p>3 前項第4号に規定する行為をした者は、その行為をした日から起算して15日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p><u>4</u> 第13条から第16条までの規定は、合併前の中野市の区域には適用しない。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第23条</u>（略）</p> <p>第7章 罰則</p> <p>（罰則）</p> <p><u>第24条</u> 第21条に規定する命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者</p> <p>第10条第2項又は第13条第3項の規定により、許可に付された条件に違反した者</p> <p>第12条第1項又は第15条第1項の規定に違反した者</p> <p>偽りその他不正の手段により、第9条第1項又は第12条第1項若しくは第13条第1項又は第15条第1項の許可を受けた者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>第11条、第14条又は第19条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第20条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>（両罰規定）</p> <p><u>第25条</u>（略）</p>

中野市自然保護条例の一部を改正する条例（案）

改正後（新）	改正前（旧）				
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>別表1（第2条関係）</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 233 1368 384"> <p>中野市大字上今井 中野市大字豊津 中野市大字永江 中野市大字穴田</p> </td> </tr> </table>	<p>中野市大字上今井 中野市大字豊津 中野市大字永江 中野市大字穴田</p>			
<p>中野市大字上今井 中野市大字豊津 中野市大字永江 中野市大字穴田</p>					
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>別表2（第8条関係）</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 424 1368 695"> <p><u>自然休養地開発</u></p> </td> <td data-bbox="1391 424 2114 695"> <p>900㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更 3,000㎡以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。） 延べ面積150㎡（増築、改築及び移転にあつては、30㎡）を超え、又は高さ12mを超える建築物等の建築及び当該建築物等の用途の変更</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 695 1368 775"> <p><u>その他開発地開発</u></p> </td> <td data-bbox="1391 695 2114 775"> <p>3,000㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更</p> </td> </tr> </table>	<p><u>自然休養地開発</u></p>	<p>900㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更 3,000㎡以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。） 延べ面積150㎡（増築、改築及び移転にあつては、30㎡）を超え、又は高さ12mを超える建築物等の建築及び当該建築物等の用途の変更</p>	<p><u>その他開発地開発</u></p>	<p>3,000㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更</p>
<p><u>自然休養地開発</u></p>	<p>900㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更 3,000㎡以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。） 延べ面積150㎡（増築、改築及び移転にあつては、30㎡）を超え、又は高さ12mを超える建築物等の建築及び当該建築物等の用途の変更</p>				
<p><u>その他開発地開発</u></p>	<p>3,000㎡以上（道路等長狭物にあつては、その長さが150m以上）の土地の形質変更</p>				

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

中野市自然保護条例施行規則（平成17年中野市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第13条第2項及び第23条」を「及び第19条」に改め、「及びその他開発地開発」を削る。

第3条第1項中「自然休養地開発・その他開発地開発事前協議書」を「中野市自然休養地開発事前協議書」に改め、同条第2項中「又はその他開発地開発」を削る。

第4条第1項中「自然休養地開発・その他開発地開発（変更）許可申請書」を「中野市自然休養地開発（変更）許可申請書」に改め、同条第4項を削る。

第5条第3号中中「及び」を「又は」に改める。

第6条中「及び第13条第2項」を削り、同条第1号中「及びその他開発地」を削り、同条第6号を削る。

第7条中「自然休養地開発・その他開発地開発着手・完了・中止届出書（様式第4号）」を「中野市自然休養地開発着手・完了・中止届出書（様式第3号）」に、「第19条第1項」を「第15条第1項」に、「廃棄物の集積・保管の届出書（様式第5号）」を「中野市廃棄物等の集積・保管の届出書（様式第4号）」に改める。

第8条第1項中「第22条第2項」を「第18条第2項」に、「自然休養地開発・その他開発地開発通知書（様式第6号）」を「中野市自然休養地開発通知書（様式第5号）」に改める。

第9条を削る。

第10条中「第20条第2項」を「第16条第2項」に、「様式第10号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

様式第1号中「自然休養地開発・その他開発地開発事前協議書」を「中野市自然休養地開発事前協議書」に改める。

様式第2号中「自然休養地開発・その他開発地開発（変更）許可申請書」を「中野市自然休養地開発（変更）許可申請書」に改める。

様式第3号を削る。

様式第4号中「自然休養地開発・その他開発地開発着手・完了・中止届出書」を「中野市自然休養地開発着手・完了・中止届出書」に改め、「・その他開発地開発」

を削り、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「廃棄物の集積・保管の届出書」を

「中野市廃棄物等の集積・保管の届出書」に、「第19条第1項」を「第15条第1項」

に、「
「
1 廃棄物の種類」を「1 廃棄物等の種類」に改め、
」

同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「自然休養地開発・その他開発地開発通知書」を

「中野市自然休養地開発通知書」に、「第22条第2項」を「第18条第2項」に改め、

「・その他開発地開発」を削り、同様式を様式第5号とする。

様式第7号、様式第8号及び様式第9号を削る。

様式第10号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に、「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、「、その他開発地又は井戸の掘削地」を削り、同様式を様式第6号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中野市自然保護条例施行規則の規定に基づき提出されている申請書等は、この規則による改正後の中野市自然保護条例施行規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、中野市自然保護条例(平成17年中野市条例第114号。以下「条例」という。)第10条第1項及び第19条の規定により、<u>自然休養地開発</u> _____ の許可の基準及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自然休養地の指定)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 条例第8条の規定により事前協議しようとする者は、<u>中野市自然休養地開発事前協議書</u>(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事前協議書は、<u>自然休養地開発</u> _____ に係る次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>位置を明らかにした地形図 開発地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真 施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 完了後における開発地及びその付近の地形及び植生を明らかにした図面 雨水の処理計画書 し尿及び雑排水の処理計画書 廃棄物の処理計画書 土地の登記簿謄本及び公図の写し 貸借契約書の写し(借地の場合に限る。)</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、<u>中野市自然休養地開発(変更)許可申請書</u>(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、前条第2項の図書を添付しなければならない。ただし、条例第9条第2項の事前協議を受けた者は、前条第2項の図書を省略することができる。</p> <p>3 前項(ただし書の場合を除く。)の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは前条第2項の図書の一部を省略することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、中野市自然保護条例(平成17年中野市条例第114号。以下「条例」という。)第10条第1項、<u>第13条第2項及び第23条</u>の規定により、<u>自然休養地開発及びその他開発地開発</u>の許可の基準及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自然休養地の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 条例第8条の規定により事前協議しようとする者は、<u>自然休養地開発・その他開発地開発事前協議書</u>(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事前協議書は、<u>自然休養地開発又はその他開発地開発</u>に係る次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>位置を明らかにした地形図 開発地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真 施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 完了後における開発地及びその付近の地形及び植生を明らかにした図面 雨水の処理計画書 し尿及び雑排水の処理計画書 廃棄物の処理計画書 土地の登記簿謄本及び公図の写し 貸借契約書の写し(借地の場合に限る。)</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、<u>自然休養地開発・その他開発地開発(変更)許可申請書</u>(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請には、前条第2項の図書を添付しなければならない。ただし、条例第9条第2項の事前協議を受けた者は、前条第2項の図書を省略することができる。</p> <p>3 前項(ただし書の場合を除く。)の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは前条第2項の図書の一部を省略することができる。</p> <p>4 <u>条例第13条第1項又は第15条第1項</u>の規定による許可を受けようとする者は、<u>井戸掘削(変更)許可申請書</u>(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>(審議会の審議基準)</p> <p>第5条 条例第10条第1項に規定する許可に際し、次に掲げる自然休養地開発については中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3,000平方メートル以上(道路等長狭物にあっては、その長さが200メートル以上)の土地の形質変更</p> <p>5,000平方メートル以上の木竹の伐採(林業経営のための伐採を除く。)</p> <p>延べ面積3,000平方メートル(増築、改築又は移転にあっては、300平方メートル)を超え、又は高さ15メートルを超える建築物その他の工作物の建築又は当該建築物その他の工作物の用途の変更</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第3号_____に規定する許可の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>自然休養地_____の共通事項</p> <p>ア 土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜き、段切り等の措置を行い、土石の流失を防止できる構造とすること。</p> <p>イ 開発の完了後、当該開発地の芝張り、植栽等による緑化修景を行うこと(道路等長狭物及び建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)は除く。)</p> <p>ウ 道路(開発によるもの。以下同じ。)を設置する場合は、路面幅員5メートル以上とし、雨水を有効に排出するために必要な措置をすること。</p> <p>エ 縦断勾配8パーセントを超える道路は建設しないものとし、やむを得ず建設する場合は、コンクリート舗装のうえ滑り止めの措置をすること。</p> <p>自然休養地のスキー場に係る事項</p> <p>ア グレンデ、スキーコース等の造成に当たっては、樹木の伐採は最小限にとどめ、特に景観上主要な地区は、林間コース等によること。</p> <p>イ 索道、鉄柱等の建設に当たっては、風致の維持に配慮することとし、色彩は、原色を避け、周囲との調和を図ること。</p> <p>ウ 建築物等の高さは、18メートル以下とすること。</p> <p>エ 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、10分の2以下とすること。</p> <p>自然休養地の遊園地に係る事項</p>	<p>(審議会の審議基準)</p> <p>第5条 条例第10条第1項に規定する許可に際し、次に掲げる自然休養地開発については中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3,000平方メートル以上(道路等長狭物にあっては、その長さが200メートル以上)の土地の形質変更</p> <p>5,000平方メートル以上の木竹の伐採(林業経営のための伐採を除く。)</p> <p>延べ面積3,000平方メートル(増築、改築及び移転にあっては、300平方メートル)を超え、又は高さ15メートルを超える建築物その他の工作物の建築及び当該建築物その他の工作物の用途の変更</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第3号及び第13条第2項に規定する許可の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>自然休養地及びその他開発地の共通事項</p> <p>ア 土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜き、段切り等の措置を行い、土石の流失を防止できる構造とすること。</p> <p>イ 開発の完了後、当該開発地の芝張り、植栽等による緑化修景を行うこと(道路等長狭物及び建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)は除く。)</p> <p>ウ 道路(開発によるもの。以下同じ。)を設置する場合は、路面幅員5メートル以上とし、雨水を有効に排出するために必要な措置をすること。</p> <p>エ 縦断勾配8パーセントを超える道路は建設しないものとし、やむを得ず建設する場合は、コンクリート舗装のうえ滑り止めの措置をすること。</p> <p>自然休養地のスキー場に係る事項</p> <p>ア グレンデ、スキーコース等の造成に当たっては、樹木の伐採は最小限にとどめ、特に景観上主要な地区は、林間コース等によること。</p> <p>イ 索道、鉄柱等の建設に当たっては、風致の維持に配慮することとし、色彩は、原色を避け、周囲との調和を図ること。</p> <p>ウ 建築物等の高さは、18メートル以下とすること。</p> <p>エ 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、10分の2以下とすること。</p> <p>自然休養地の遊園地に係る事項</p>

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ア 遊園地の周辺部は、修景、植栽等を行うこととし、境界に建築物等を近接しないこと。</p> <p>イ 拡声器等の設置については、周囲の環境に悪影響を与えないよう配慮すること。</p> <p>自然休養地の別荘地（集合別荘を含む。）に係る事項</p> <p>ア 公道（国、県又は市が管理するもの。以下同じ。）から20メートル及び道路から10メートルは、保存緑地として確保すること。</p> <p>イ 道路の建設において擁壁工事を必要とする場合は、できる限り自然石によること。</p> <p>ウ 建築物等の高さは、15メートル以下とすること。</p> <p>エ 建ぺい率は10分の2以下、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の4以下とし、個人の施設にあっては2階建て以下とすること。</p> <p>オ 塀その他の遮へい物は、設けないこととし、やむを得ず設ける場合は生け垣とすること。</p> <p>自然休養地（第2号から前号までを除く。）に係る事項</p> <p>ア 建築物等の高さは、20メートル以下とすること。</p> <p>イ 建ぺい率は、10分の3以下とすること。</p> <p>ウ 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門若しくは塀は、公道から5メートル以内に建築してはならない。</p> <p>エ 建築物は、当該建築物の屋根雪を自己の敷地内で処理できるよう、隣地境界線からの距離を確保すること。</p> <p>オ 広告物については、ネオンサイン、蛍光塗料及び夜光塗料は使用しないこと。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（着手等の届出）</p> <p>第7条 条例第11条の規定により届出をしようとする者は、<u>中野市自然休養地開発着手・完了・中止届出書（様式第3号）</u>により、条例第15条第1項の届出をしようとする者は、<u>中野市廃棄物等の集積・保管の届出書（様式第4号）</u>により、市長に届け出なければならない。</p>	<p>ア 遊園地の周辺部は、修景、植栽等を行うこととし、境界に建築物等を近接しないこと。</p> <p>イ 拡声器等の設置については、周囲の環境に悪影響を与えないよう配慮すること。</p> <p>自然休養地の別荘地（集合別荘を含む。）に係る事項</p> <p>ア 公道（国、県又は市が管理するもの。以下同じ。）から20メートル及び道路から10メートルは、保存緑地として確保すること。</p> <p>イ 道路の建設において擁壁工事を必要とする場合は、できる限り自然石によること。</p> <p>ウ 建築物等の高さは、15メートル以下とすること。</p> <p>エ 建ぺい率は10分の2以下、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の4以下とし、個人の施設にあっては2階建て以下とすること。</p> <p>オ 塀その他の遮へい物は、設けないこととし、やむを得ず設ける場合は生け垣とすること。</p> <p>自然休養地（第2号から前号までを除く。）に係る事項</p> <p>ア 建築物等の高さは、20メートル以下とすること。</p> <p>イ 建ぺい率は、10分の3以下とすること。</p> <p>ウ 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門若しくは塀は、公道から5メートル以内に建築してはならない。</p> <p>エ 建築物は、当該建築物の屋根雪を自己の敷地内で処理できるよう、隣地境界線からの距離を確保すること。</p> <p>オ 広告物については、ネオンサイン、蛍光塗料及び夜光塗料は使用しないこと。</p> <p><u>地下水の採取</u></p> <p>ア <u>申請にかかる井戸から地下水を採取することにより中野市水道事業の給水の水源の保全、既設井戸の地下水の採取に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。</u></p> <p>イ <u>地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。</u></p> <p>（着手等の届出）</p> <p>第7条 条例第11条の規定により届出をしようとする者は、<u>自然休養地開発・その他開発地開発着手・完了・中止届出書（様式第4号）</u>により、条例第19条第1項の届出をしようとする者は、<u>廃棄物の集積・保管の届出書（様式第5号）</u>により、市長に届け出なければならない。</p>

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>(適用除外の通知)</p> <p>第8条 条例第18条第2項の規定により通知をしようとする者は、<u>中野市自然休養地開発通知書(様式第5号)</u>により、市長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知には、第3条第2項第1号、第2号及び第3号の図書を添付しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第9条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>身分証明書(様式第6号)</u>によるものとする。</p>	<p>(適用除外の通知)</p> <p>第8条 条例第22条第2項の規定により通知をしようとする者は、<u>自然休養地開発・その他開発地開発通知書(様式第6号)</u>により、市長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知には、第3条第2項第1号、第2号及び第3号の図書を添付しなければならない。</p> <p>(井戸に関する届出)</p> <p>第9条 条例第14条及び第16条の規定により届出をしようとする者は、<u>井戸掘削届出書(様式第7号)</u>、<u>井戸完成(中止)届出書(様式第8号)</u>及び<u>井戸用途変更届出書(様式第9号)</u>により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第10条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>身分証明書(様式第10号)</u>によるものとする。</p>

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>様式第1号（第3条関係） <u>中野市自然休養地開発事前協議書</u> （以下略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） <u>中野市自然休養地開発（変更）許可申請書</u> （以下略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>様式第3号（第7条関係） <u>中野市自然休養地開発着手・完了・中止届出書</u> 年 月 日</p> <p>中野市長 あて</p> <p style="text-align: right;">事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>中野市自然保護条例第11条の規定により、自然休養地開発 _____ を着手・完了・中止します（した）ので届け出ます。 （以下略）</p>	<p>様式第1号（第3条関係） <u>自然休養地開発・その他開発地開発事前協議書</u> （以下略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） <u>自然休養地開発・その他開発地開発（変更）許可申請書</u> （以下略）</p> <p>様式第3号（第4条関係） （以下略）</p> <p>様式第4号（第7条関係） <u>自然休養地開発・その他開発地開発着手・完了・中止届出書</u> 年 月 日</p> <p>中野市長 あて</p> <p style="text-align: right;">事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>中野市自然保護条例第11条の規定により、自然休養地開発・その他開発地開発を着手・完了・中止します（した）ので届け出ます。 （以下略）</p>

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)		改 正 前 (旧)	
<p>様式第4号（第7条関係） <u>中野市廃棄物等の集積・保管の届出書</u></p> <p>中野市長 あて</p> <p>事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>年 月 日</p> <p>中野市自然保護条例第15条第1項の規定により届け出ます。</p>		<p>様式第5号（第7条関係） <u>廃棄物の集積・保管の届出書</u></p> <p>中野市長 あて</p> <p>事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>年 月 日</p> <p>中野市自然保護条例第19条第1項の規定により届け出ます。</p>	
1 廃棄物等の種類		1 廃棄物の種類	
2 集積・保管の所在	中野市	2 集積・保管の所在	中野市
3 集積・保管の規模		3 集積・保管の規模	
4 土地所有者住所氏名		4 土地所有者住所氏名	
5 集積・保管予定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日	5 集積・保管予定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日
6 当該地で集積・保管 を する 理 由		6 当該地で集積・保管 を する 理 由	
7 他の地域で行うこと が でき ない 理 由		7 他の地域で行うこと が でき ない 理 由	
8 その他必要な事項 (他法令の許認可等)		8 その他必要な事項 (他法令の許認可等)	
9 その他必要な事項 (他法令の許認可等)		9 その他必要な事項 (他法令の許認可等)	

中野市自然保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p><u>様式第5号</u>（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>中野市自然休養地開発通知書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>中野市長 あて</p> <p style="text-align: right;">事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>中野市自然保護条例第18条第2項の規定により、自然休養地開発の通知をします。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>様式第6号</u>（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>自然休養地開発・その他開発地開発通知書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>中野市長 あて</p> <p style="text-align: right;">事業者 住 所 氏 名 電 話 ()</p> <p>中野市自然保護条例第22条第2項の規定により、自然休養地開発・その他開発地開発の通知をします。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>様式第7号</u>（第9条関係）</p> <p>(以下略)</p> <p><u>様式第8号</u>（第9条関係）</p> <p>(以下略)</p> <p><u>様式第9号</u>（第9条関係）</p> <p>(以下略)</p>

